

# マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

(メリットいっぱい！マイナンバーカード方式)

- 休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。
- 令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります(過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方が対象です。)
- スマホ申告は、専用画面を用意しています。令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります！



動画で見る確定申告



確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携

## 20歳になったら国民年金

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1870

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満までの方が加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

### 国民年金のポイント

将来の大きな支えになります！

国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。 「20歳になったとき」



日本年金機構

### 国民年金保険料のお支払い

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の1か月当たりの保険料は16,590円です(R4年度)。

「付加年金制度」があります！

定額保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでおトクです。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

※付加年金及び前納は申出月からの開始となります。

### 学生納付特例制度と納付猶予制度

学生納付特例制度

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。